

都薬会発第393号
令和3年12月9日

地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人東京都薬剤師会
会長 永田 泰造

東京都における「診療・検査医療機関」への
年末・年始の発熱患者等の診療体制確保について

東京都では、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大が懸念される中で、年末・年始（12月29日から1月3日まで）の医療提供体制の確保について、病院等の休診の期間を想定し、発熱患者等が適切に診療（検査）を受けられる体制を確保するため、「診療・検査医療機関」として年末年始の診療の実施協力を地域の医療機関に、東京都医師会を通じて依頼しています。これに協力し地域の「診療・検査医療機関」となる医療機関から、近隣の保険薬局に対し、処方箋の応需依頼が来ることが予想されます。地域での医療体制への協力、切れ目のない薬剤の提供等の観点から、地域におかれては、会員に対しご周知方お願いいたします。

なお、現在東京都から、保険薬局での対応について「協力金」等の支給については提示されておりませんが、東京都薬剤師会といたしましては、現在薬剤師を取り巻くさまざまな状況に鑑み、東京都福祉保健局と交渉を行っております事を申し添えます。

担 当：東京都薬剤師会
薬局業務課 三浦・高橋・土谷
TEL：03-3294-0271
E-mail：gyoumu@toyaku.or.jp